定款・会則

定　款

第１章 総　則

(名称)

第１条 当法人は、一般社団法人 日本遠絡統合医学会 と称する。

２ 英文では、「Japan Medical Association of Integrated Collateral Meridian Therapy」とする。
略名は、「JMAICMT」とする。

(目的)

第２条 当法人は、次に掲げる事項を目的とする。

１．柯尚志医師の「治病救人」「医生済世」の理念を実践し、遠絡統合医学を後世に伝えていくこと

２．日本遠絡統合医学会会員の「学びと切磋琢磨の場を提供」し、「医学会資格認定」により会員援助を行う

３．一般の方に向けて「学会認定医師」、「学会認定治療師」の情報提供を行う

４．日本遠絡統合医学会の教育、普及、啓蒙活動を行う

５．難病治療に貢献する

(事業)

第３条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

１．医学会活動（総会、国内外医学会との連携）

２．医学会勉強会の開催（学術研修会、症例検討会、手技勉強会）

３．公式セミナーの講師の養成、派遣

４．国内外の各学会、関係諸団体への発表の推進

５．国内外での講演、講習会の開催

６．遠絡統合医学の理論化、症例解析、症例収集、エビデンスの研 究、教材の作成等

７．公式サイトの運営、学術誌、会員向け通信、書籍の発行

８．会員の資格認定、連携施設及び研修施設の認定

９．研究発表、症例報告等において優秀な業績の表彰

１０．その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第４条 当法人は、主たる事務所を埼玉県草加市に置く。

(公告の方法)

第５条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関)

第６条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び 監事を置く。

第２章 社員及び会員

（社員及び会員の資格）

第７条 当法人は、次の会員で構成し、正会員をもって一般社団法人及び一 般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）第１１条第１ 項第５号等に規定する社員とする。

① 正会員（社員） ②名誉会員 ③賛助会員 ④学生会員

２ 正会員（社員）は、医師、歯科医師、理学療法士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、看護師、作業療法士、 言語聴覚士等、医療系国家資格のある者で、当法人の目的に賛同し、入会した個人とする。

３ 名誉会員は当法人の発展に特に功労のあった会員で、理事会が推薦し、社員総会で承認された者とする。

４ 賛助会員は、当法人の目的に賛同し、援助を申し出て入会した個人又は団体とする。

５ 学生会員は、正会員における医療系国家資格を取得するための大学・専門学校に在籍する学生で、当法人の目的に賛同し、入会を希望する個人とする。卒業（資格取得）後は次年度より正会員とする。

（入社及び入会）

第８条 当法人の成立後正会員（社員）、賛助会員、学生会員となるには、当法人所定の入会申込書により入社又は入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

（経費等の支払義務）

第９条 正会員（社員）は、社員総会で定める額の会費を支払わなければならない。正会員（社員）が支払う会費は、法人法第２７条に規定する経費とする。

（社員名簿、会員名簿）

第１０条 当法人は、正会員（社員）、名誉会員、賛助会員、学生会員の氏名及び住所を記載した「正会員名簿」「名誉会員名簿」「賛助会員名簿」「学生会員名簿」を作成し、 当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「正会員名簿」をもって法人法第３１条に規定する社員名簿とする。

２ 当法人の正会員（社員）、名誉会員、賛助会員、学生会員に対する通知又は催告 は、「正会員名簿」「名誉会員名簿」「賛助会員名簿」「学生会員名簿」に記載した住所 又は正会員、名誉会員、賛助会員、学生会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

（退社及び退会）

第１１条 正会員（社員）は、次に掲げる事由によって退社する。

① 正会員（社員）本人の退社の申出。ただし、退社の申出は、１か月前以上にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

② ２年以上の会費の滞納

③ 死亡又は解散

④ 法人法上の総社員の同意

⑤ 除名

２ 正会員（社員）の除名は、当法人の目的に反する行為又は当法人の 名誉を毀損し、その品位を汚損する等正当な事由があるときに限り、 社員総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第 ３０条及び第４９条第２項に定めるところによるものとする。

第3章 社 員 総 会

（構成）

第１２条 社員総会は、正会員（社員）をもって構成する。

（権限）

第１３条 社員総会は、次の事項について決議する。

① 正会員の除名
② 理事及び監事の選任及び解任
③ 理事及び監事の費用弁償等の額に関する事項
④ 貸借対照表等の計算書類の承認
⑤ 事業計画書及び収支予算書の承認
⑥ 会費等の賦課徴収及び減免に関する事項
⑦ 定款の変更
⑧ 解散及び残余財産の処分
⑨ 理事会が付議した事項
⑩ 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項
⑪ その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（招集）

第１４条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に 招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

２ 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決 議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い他の理事がこれを招集する。

３ 社員総会を招集するには、会日より１週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

（招集手続の省略）

第１５条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（議長）

第１６条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故 若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い他の理事がこれに代わるものとする。

（決議の方法）

第１７条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。法人法第４９条第２項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（社員総会の決議の省略）

第１８条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第１９条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

（社員総会議事録）

第２０条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して１０年間当法人 の主たる事務所に備え置くものとする。

第４章 理事、監事及び理事長

（理事の員数）

第２１条 当法人の理事の員数は、3 人以上とする。

（理事の資格）

第２２条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することができる。

（監事の員数）

第２３条 当法人の監事の員数は、１人以上とする。

（理事及び監事の選任の方法）

第２４条 当法人の理事及び監事の選任は，社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

（理事長等）

第２５条 当法人に理事長１人、副理事長２人を置き、理事会において理事の過半数の承認をもって選定する。

2 理事長は、法人法上の代表理事とする。

3 理事長は、当法人を代表し会務を総理する。

4 当法人は、理事会において理事の過半数の承認をもって、顧問を選任することができる。

5 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従いその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

6 理事は、当法人の業務を分担執行する。

7 顧問は、理事会に出席し、当法人の運営に助言する。

（任期）

第２６条 理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

（報酬等）
第２７条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第５章 理事会

（権限）
第２８条 理事会は、次の職務を行う。
① 入社又は入会の承認
② 当法人の業務執行の決定
③ 理事の職務の執行の監督
④ 社員総会の招集の決定
⑤ その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項の決議

（招集）
第２９条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の１週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の 場合にはこれを短縮することができる。
２ 理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い他の理事がこれを招集する。

（招集手続の省略）
第３０条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（議長）
第３１条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い他の理事がこれに代わるものとする。

（理事会の決議）
第３２条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（理事会の決議の省略）
第３３条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面 により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（理事会議事録）
第３４条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事長及び監事がこれに署名又は記名押印し、１０年間主たる事務所に備え置くものとする。

第６章 基　金

（基金の拠出等）

第３５条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

２ 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

３ 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第７章 計　算

（事業年度）

第３６条 当法人の事業年度は、毎年８月１日から翌年７月３１日までの年１期とする。

（計算書類等の定時社員総会への提出等）

第３７条 理事長は、毎事業年度、法人法第１２４条第１項の監査を受け、かつ同条第３項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

２ 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

（計算書類等の備置き）

第３８条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を定時社員総会の日の２週間前の日から５年間、主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の不配当）

第３９条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第８章 解散及び清算

（解散の事由）

第４０条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第４１条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しく地方公共団体に帰属するものとする。

第９章 事務局

（事 務 局）

第４２条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

２ 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

３ 事務局長及び重要な職員は、理事の過半数の承認を得て任免する。

４ 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事の決定により別に定める。

平成 30 年 10 月 7 日　施行

令和 5 年 10 月 19 日　改定